

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、九州地方整備局筑後川河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年12月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量・水準測量)
- 2 作業期間 平成25年10月26日から平成26年3月20日まで
- 3 作業地域 佐賀市、鳥栖市、神崎市及び三養基郡みやき町の一部